

令和5年度第2回審判講習会 実施要領

高知県内の柔道審判技能向上を目的として、令和5年度第2回審判講習会を下記の内容で実施いたしますので、講習会参加についてよろしくお願ひいたします。

記

- 1、日 時 令和5年9月3日（県高校選手権後予定）
- 2、会 場 高知県立武道館
- 3、対象者 B・Cライセンス保持者、Cライセンス受験予定者。
- 4、講 師 上岡 成年（自営業：Aライセンス）
弘田 恵太（県教委：Aライセンス）

連絡事項

令和5年度のCライセンス受験予定者は、受験前の審判講習会を必受講となります。
B・Cライセンス保持者は、ライセンス更新要件として2年間に1回以上審判講習会を受講する必要があります。
各自、筆記用具持参のこと

参考 公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程

（審判員資格の有効期間）

第11条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応 当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効 期間を更新することができる。 2 .その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応 当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ4年の有 効期間を更新することができる。 3 .審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。 Sライセンス審判員 審判員研修会を年1回以上受講すること コンプライアンス講義を年1回以上受講すること 2年間に1度以上試合の審判に携わること その他の審判員 審判員研修会を2年間に1回以上受講すること コンプライアンス講義を年1回以上受講すること 4年間に1度以上試合の審判に携わること 4 .更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。